

## 佐久市アダプトシステム事業実施要領

### (総則)

第1条 この要領は、「佐久市緑の街づくり要綱」に基づき、佐久市が管理する公共施設（公園、歩道、退避所、法面等）において、里親がボランティアで緑化活動等を行うために必要な事項を定める。

（アダプトシステム：アダプトとは「養子縁組をする」という意味があり、住民など（里親）が道路などの公共スペースを、養子のように愛情をもって面倒を見る（緑化、清掃・美化）ことから名付けられたもので、自治体と住民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に活動を進める仕組み。）

### (里親)

第2条 この制度において、里親とは、地域住民団体（又は個人）、その他団体、企業又は学校等で、次条に規定する活動を行い、第6条に規定する協定を締結した者をいう。

### (活動内容)

第3条 里親の活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公共施設の清掃、草刈り、枝払い等
- (2) 植樹帯、花壇等の維持管理
- (3) その他公共施設の美化、維持活動

### (里親の申込み)

第4条 里親としての活動を希望する者（以下「里親希望者」という。）は、申込書（様式1）を佐久市長へ提出する。

### (活動区域)

第5条 活動区域は、里親希望者と佐久市長が協議して定める。

### (協定の締結)

第6条 第4条に規定する申し込みがあった場合は、里親希望者及び佐久市長が協議し、協定書（様式2）を取り交わす。

(活動計画等)

第7条 里親は、活動開始前（翌年度以降は4月末日まで）に活動予定表（様式3）及び参加者名簿（様式4）を佐久市長に提出する。

2 里親は、活動年度終了（毎年3月末日）後、速やかに活動報告書（様式5）を佐久市長に提出する。

(活動に対する支援)

第8条 佐久市長は、里親の活動を支援するため、里親と協議の上、活動に必要なと思われる道具、材料等を貸与又は支給する。

(協定の解除)

第9条 里親及び佐久市長のいずれかが解除の意思を表示した場合には、協定を解除する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。